○厚生労働省令第四号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則	厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則
（令第二条第一項第二号の命令で定める部課等）	（令第二条第一項第二号の命令で定める部課等）
第一条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所とする。	**第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所とする。
（令第八条第一項の認定の手続）	（令第八条第一項の認定の手続）
第四条　令別表第一の一の項第三号から第六号まで及び同表の二の項第二号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し、令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第四条**　令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第二号及び第三号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し、令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（中核的研究機関の公示）	（中核的研究機関の公示）
第六条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下この条において「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。	**第六条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下この条において「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

様式第一から様式第八まで中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。